

令和7年度自動車騒音常時監視業務委託契約書

那覇市(以下「発注者」という。)と株式会社〇〇〇〇(以下「受託者」という。)とは、令和7年度自動車騒音常時監視業務委託について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙「令和7年度自動車騒音常時監視業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)及び第5条に定める実施計画書に基づき、次条の契約期間内において、誠実に業務を実施し完了しなくてはならない。

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月13日までとする。

(委託料金)

第3条 委託者が受託者に支払う委託料金は、金○,○○○,○○○円(うち取引に係る消費税額は、○○○,○○○円とする。)とする。

(契約保証金)

第4条 委託者は、本契約に係る受託者が納付すべき契約保証金を那覇市契約 規則第30条第1項第9号に基づき免除する。

(実施計画書)

- 第5条 受託者は、仕様書に基づき、本業務を実施するために必要な考え方を 示した実施計画書を定め、契約締結の日の翌日から起算して30日以内に、委 託者に提出して承認なければならない。
- 2 前項の実施計画書には、以下に掲げる事項を必ず定めなければならない。
 - (1)業務の内容
 - (2)業務の実施方法
 - (3)業務の担当者
 - (4)業務の日程
- 3 受託者は、第1項の規定により委託者の承認を得た実施計画書に基づき、 本業務を実施しなければならない。

(実施計画の変更)

- 第6条 委託者又は受託者の事情により実施計画の内容を変更する場合は、事 前に協議するものとする。
- 2 前項の協議が整った場合は、受託者は速やかに実施計画の変更内容を記載 した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得なくてはならない。

(検収)

- 第7条 受託者は、本業務が完了した場合は、遅滞なく委託業務報告書及び成果物(以下「報告書等」という。)を委託者に提出し、委託者の指定する職員による検査・確認を受けなければならない。
- 2 委託者は、前項に定めるもののほか、本業務を実施するにあたり、随時必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 受託者は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、委託者の指示に従い、遅滞なく修正を行い、委託者に補正完了の届出、報告書等を提出して再検査を受けなければならない。

(委託料金の請求及び支払い)

- 第8条 受託者は、前条の規定による検査に合格した場合は、請求内容を精査の上、速やかに委託者に対して委託料金を請求するものとする。
- 2 委託者は、受託者から前項の規定による請求を受けた場合は、その請求を 受理した日から起算して30日以内に当該請求額を受託者に支払うものとする。

(成果物の帰属)

第9条 本契約によって作成された報告書及びその他の成果(以下「成果物」 という。)は、委託者に帰属するものとする。

(著作権等の使用)

第10条 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利 の対象となっている物件、技術等を使用する場合は、必要な手続きを行う等 当該使用に関して責任を負うものとする。

(再委託の制限)

第11条 受託者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(損害の負担)

第12条 本業務の処理にあたって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。) は、受託者の負担とする。ただし、当該損害が委託者の責めに帰すべき事由 による場合は、この限りでない。

(履行期限の延長)

第13条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内 に業務を完了することができないときは、受託者に対して遅滞なくその理由 を付して履行期間の延長を求めることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

(遅延賠償金)

- 第15条 委託者は、受託者の責めに帰すべき理由により契約期間内に本業務を 完了することができない場合において、期間後に完了する見込みがあると認 めるときは、受託者に対し期限を定めてその履行を催告するとともに遅滞賠 償金を徴収するものとする。
- 2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未済の契約代金の額に対し年 2.7 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 委託者が約定の支払期日までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、 遅延日数に応じ、本契約金額に年 2.7 パーセントの割合を乗じて計算した額 とする。

(契約の解除)

- 第 16 条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除する ことができる。
 - (1) 受託者が正当な理由なく、契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
 - (2) 契約解除の申し出があったとき。
 - (3) 受託者が委託者の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。
 - (4) 受託者、受託者の代理人、受託者からの再委託契約の当事者又は受託者

との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

(個人情報の保護)

第17条 本業務の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護 に関する法律、那覇市個人情報保護条例及び別紙1「個人情報の取扱いを定 める特約」を遵守しなければならない。

(法令等の遵守)

- 第 18 条 委託者及び受託者は、本契約に基づき実施する全ての事項において、 日本国国内法令及び、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはな らない。
- 2 受託者は、別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持)

第19条 受託者は、本契約を履行する上で知り得た事項を他に漏らし、又は他 の目的に利用してはならない。また、本契約の終了後においても同様とする。

(その他)

第20条 本契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、委託者 と受託者との協議の上定める。 本契約を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市 那覇市長 知念 覚

 受注者
 沖縄県○○○○

 株式会社
 ○○○○○

 代表取締役
 ○○○○○

別紙1

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66 条の規定に基づき、情報通信ネットワーク、情報システムの開発及び保守、 セキュリティ関連を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関し て、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報 の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる
 - (1) 委託者 個人情報を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。
 - (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
 - (3) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など委託者が管理する 個人に属する情報をいう。
 - (4) ロ グ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
 - (5) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報 を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後において も同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

- 第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。ただし、法令に基づく場合又は個人情報の保護に関する法律第69条第2項各号に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。
- 2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び

配布等をしてはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止又は制限)

- 第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は 委託者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

- 第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写又は複製を業務遂行 の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

- 第8条 委託者は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。
- 2 委託者は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 委託者が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託 者は委託者に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

- 第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに委託者へ報告しなければな らない。
- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から 原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報 告しなければならない。

(委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄)

第10条 受託者は、本契約終了後に委託者から要求がある場合又は法令の定め で必要がある場合は、直ちに委託者から預託された個人情報を委託者に返却 しなければならない。ただし、委託者から別に指示がある場合は、その指示 に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。 2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

- 第11条 受託者は、委託者から預託された個人情報を廃棄する場合は、次の各 号に定める方法によるものとする。
 - (1) 個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。
 - (2) 個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等は、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。
- 2 受託者は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(従事者への周知)

第12条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職 後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らし てはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことな ど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(作業場所の指定等)

第13条 受託者は、本契約の業務による事務の処理について、市庁舎内において行うものとする。なお、受託者は、市庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他の安全確保の措置についてあらかじめ委託者に届け出て、委託者の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

情報セキュリティに関する特記事項

(目的)

第1条 本特記事項は、那覇市情報セキュリティポリシーに基づき、情報通信ネットワーク並びに情報システムの開発及び保守を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、受託者が守るべき情報セキュリティに関する特記事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本特記事項で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 委託者

ネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱う業務の処理を委託した者 をいう。

(2) 受託者

ネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。

(3)情報セキュリティ管理者

委託者の部局等における課(室)長をいう。

(4) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(5)情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(6)情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びにネット ワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報をいう。

なお、情報資産には、紙等の有体物に出力された情報も含むものとする。

(7)管理区域

ネットワークの機器及び重要な情報システムを設置し、並びに当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

(管理体制の整備)

第3条 受託者は、委託業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に掲げる事項について書面により明らかにしなければならない。また、

内容に変更がある場合、受託者は速やかに書面により委託者へ連絡しなければならない。

- (1)情報資産の取扱部署並びに責任者及び担当者
- (2)情報資産を取り扱う作業範囲
- (3)情報資産を取り扱う場所
- (4) 通常時及び緊急時の連絡体制

(秘密の保持)

第4条 受託者は、委託者から秘密である旨の告知とともに知り得た情報を他に漏らしてはならない。委託業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、委託業務を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。委託者の承諾を受けた第三者が更に第三者に委託する場合、以降の第三者(以下、委託者の承諾した第三者を総称して「再委託先」という。)に委託する場合についても同様とする。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により委託者の承諾を得ようとする場合、再委託先の名称及び住所、再委託の理由、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監査の方法等を委託者に書面により通知するものとする。なお、委託者から受けた承諾の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受託者は、再委託先との間で、再委託にかかる業務を遂行させることについて、委託業務に基づいて受託者が委託者に対して負担するのと同様の義務を、 再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- 4 受託者は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(教育の実施)

第6条 受託者は、委託業務に係る受託者の責任者及び担当者に対して、情報 セキュリティに関する教育(本特記事項の遵守を含む。)など委託業務の履行に 必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必 要な措置を講じなければならない。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、委託業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自

らが取得し、若しくは作成した委託者の情報資産を、委託者が指示した場所以外で利用してはならない。ただし、委託者の書面による事前の承諾がある場合はこの限りでない。

(入退室等管理)

- 第8条 受託者は、委託者の管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、 委託者の求めにより提示しなければならない。
- 2 受託者は、委託者の管理区域への機器の搬入出においては、管理区域への入退室を許可された委託者の職員の立ち会いのもと行わなければならない。
- 3 受託者は、委託者の管理区域に入室する場合、委託業務に不要なコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込んではならない。
- 4 受託者は、委託者の管理区域へ搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ確認を行なわなければならない。

(情報資産の利用)

- 第9条 受託者は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、委託者の 書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外で利用し、 又は第三者に提供してはならない。
- 2 受託者は、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく委託者の情報資産に係る情報を複写し、又は複製してはならない。

(情報資産の保管)

第10条 受託者は、委託者から情報資産の提供等を受けた場合、当該情報資産 の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の不正行為が行われないように適正に保 管しなければならない。

(情報資産の持ち出し)

- 第11条 受託者は、情報資産を所管する委託者の情報セキュリティ管理者の書面による事前の承諾を得ることなく情報資産を外部へ持ち出してはならない。
- 2 受託者は、前項により情報資産を持ち出すときは、盗難、紛失、不正コピーその他の情報資産の不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第12条 受託者は、委託業務で必要がなくなった場合は、委託者の指示に従い、

委託者の情報システム及び情報資産を直ちに委託者に返却し、又は廃棄その他の処分を行うものとする。

2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

第13条 受託者は、委託者の情報システム及び情報資産を廃棄する場合は、委託者の情報セキュリティ管理者の事前の承諾を得て、情報を復元できないようデータ消去ソフトウェア等により消去し、又は物理的に破壊しなければならない。

2 受託者は、前項により情報を廃棄した場合は、速やかに廃棄日時、廃棄担当者、廃棄処理内容その他の廃棄した旨を証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(不正プログラム対策)

第14条 受託者は、情報システムにコンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、最新の状態に保たなければならない。

2 受託者は、委託業務において、ソフトウェア開発元の提供するパッチやバージョンアップなどのサポートが終了したソフトウェアを使用してはならない。

(セキュリティ侵害の未然防止)

第15条 受託者は、情報システムのセキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じて、委託者を含む関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急性及びリスクに応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する社会環境や技術環境等の変化によって新たな脅威を認識した場合は、情報セキュリティの侵害を未然に防止するための対策を速やかに講じなければならない。

(情報システムの導入)

第16条 受託者は、情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報などの重要な情報を含む情報資産を試験に使用してはならない。
- 3 受託者は、情報システムの導入及び試験環境から運用環境への移行について、手順を明確にするとともに、情報資産の保存を確実に行い、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるようにしなければならない。

(ネットワーク及び情報システムの管理)

第17条 受託者は、委託業務で使用するネットワーク及び情報システムを構成する機器に対し、委託者の事前の承諾を得ることなくソフトウェアを導入してはならない。

- 2 受託者は、サーバなどの情報システムを構成する機器の取付けを行う場合、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、委託者の事前の承諾を得ることなく委託業務で使用するネット ワーク及び情報システムを構成する機器の改造、増設又は交換を行ってはならない。
- 4 受託者は、ネットワーク又は情報システムを変更した場合は、変更履歴を 作成し管理しなければならない。
- 5 受託者は、委託者の事前の承諾を得ることなく情報システムを構成する機器等をネットワークへ接続し、又はネットワークに接続している機器等を他ネットワークへ接続してはならない。

(事故等の報告)

第18条 受託者は、委託業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事故の原因を究明し、記録を保存しなければならない。 また、事故の原因究明の結果から、再発防止策を検討し、委託者に報告しなければならない。

(監査・検査への協力)

第19条 委託者は、委託業務に係る受託者の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて業務履行場所への立入調査、検査、指導等を行うことができる。

- 2 受託者は、委託者から前項の立入調査、検査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。
- 3 委託者は、第1項による立入調査、検査等による確認の結果、受託者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて指導又は 改善を勧告するものとする。
- 4 受託者は、前項による指導又は改善勧告を受けたときは、これに速やかに応じなければならない。

(セキュリティ事故の公表)

第20条 委託者は、受託者の責に帰すべき事由に伴う情報セキュリティに関する事故を認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、受託者の名称を含む当該事故の概要について報道機関等へ公表することができ、受託者はこれを受認しなければならない。